

■ 地域における持続可能な医療・介護サービス提供体制の構築

- 地域完結型医療の推進、島外受診支援環境の整備等を通じて、住民が慣れ親しんだ地域において住み続けられるよう、持続可能な医療提供体制の確立を目指す。
- 高齢者の誰もが住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会の構築を目指す。

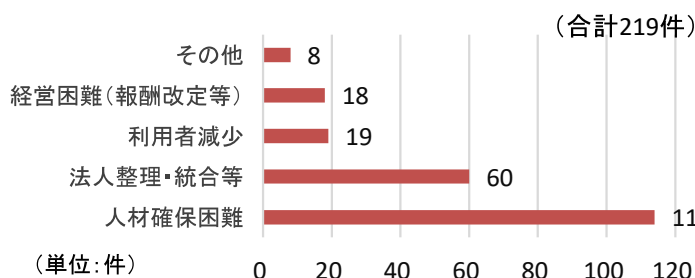
<医療における環境の変化等>

- 令和6年4月の医師の働き方改革適用に伴い、時間外労働について原則年間960時間等の上限が課され、国が個々の医師の労働時間を制限したため、従来水準の医療提供体制を維持するには効率的な医師の配置調整、看護師及び薬剤師等へのタスクシフトやシェアの推進が必要となっている。
- 令和5年4月に厚生労働省が公表した医師偏在指標によると、沖縄県の数値は292.1であり、全国の255.6と比較して36.5ポイント高く、全国で第5位の医師多数県である。そのため、沖縄県は指標に基づき算出される琉球大学医学部臨時定員および臨床研修医募集定員の削減を受けている。しかしながら近年、離島・へき地においては、医師の確保・定住が一層困難な状況となっている。

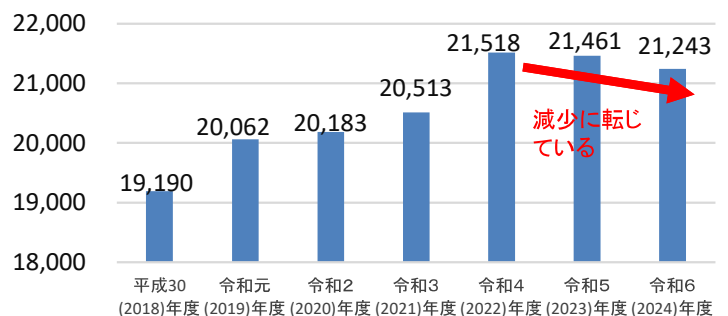
<介護における環境の変化等>

- 本県においては、令和7(2025)年以降、75歳以上人口が突出して増加すると見込まれている。さらに、令和12(2030)年以降、約6割が要介護となる85歳以上人口が急上昇することが推計されており、急速な高齢化が見込まれている。
- 本県の介護職員数は制度創設の平成12(2000)年以降、増加傾向にあったが、令和5年から減少に転じており、高齢者の増加により介護ニーズが高まる一方で介護人材の不足が懸念される。
- 一部の離島・過疎地域においては、介護人材の不足等から介護事業所の休止・廃止が生じており、人材確保が急務となっている。
- 介護現場においては、人材不足解消の即効性のある対策として外国人の受入が進んでいる。本県においても、外国人介護人材の受入は近年増加傾向にある。

令和6年 介護サービス事業所の廃止・休止数及び
その主な理由(沖縄県)



沖縄県の介護職員数の推移(単位:人)



<地域医療の現状・課題>

- 5万人規模の大型離島を2島(宮古島、石垣島)有する都道府県は沖縄県のみであり、また県内の移動距離は本土の主要都市間移動距離(例:那覇・宮古間約300kmは東京・名古屋間に相当)に匹敵する。さらに、広大な海域に離島が点在しているため、都市部のような隣接地域からの支援が物理的に困難な状況にある。県内の医師が中南部医療圏に集中する一方、北部・宮古・八重山の各医療圏は医師の安定的な確保が特に厳しい状況が続いている。
- 38の有人離島のうち、人口100人以上の全ての19離島の20診療所に常勤医師を配置し、離島の定住要件の充足に努めている。
- 本土と沖縄間、ならびに沖縄本島と離島間の距離は、医師の派遣調整や医師の養成、さらには緊急時の救急搬送においても非常に大きな課題となっており、地域医療の安定的な提供に大きな影響を与えている。
- へき地診療所については、施設整備補助等により支援を行っているが、離島の離島である県内離島診療所においては、補助単価と実際の建築単価の間に乖離が生じている。
- 令和7年5月、与那国町の唯一の医療機関である与那国町診療所の指定管理者が、医師確保困難(住環境)等を理由に令和8年3月末での撤退を表明し、これにより与那国島が「無医地区」となる危機が生じた。
- 離島・へき地の診療所は医師1名体制が多く、全診療科への対応や緊急時の孤独な判断といった精神的・肉体的負担が極めて大きい状況となっている。特に若手医師が専門スキルの停滞や孤立を不安視する中、指導医派遣による実地教育や、オンライン診療の活用や本島の専門医とつなぐ(DtoD)遠隔での医療支援体制の構築が、地域医療の維持に不可欠となっている。
- 各離島からも離島医療に対する強い危機感が示されており、地域医療の強化を求める要請書が提出されるなど、地域から強い要望が寄せられている。
- 働き方改革により都市部への医師集中や、代診医の確保、専門診療の提供、定期的な休暇取得が求められ、地域医療提供体制の維持が困難となることが懸念されるため、医師の確保が急務となっている。他病院(県内外)からの医師派遣実績も同改革により減少(医師派遣実績R5年30.05人/日→R7年17.71人/日)している。
- 「医師多数県」とされているため、地域枠臨時定員(R6年度まで12人→R7年11人)や臨床研修医募集定員(R6年度164人→R8年156人)が削減されている。
- 地域枠や臨床研修医の削減などにより、将来地域医療を担う医師の数を十分に確保することが困難となり、地域医療の安定的な維持や提供に支障をきたす恐れが生じている。
- 診療科別では、特に小児医療において小児科医の偏在指標が全国で44位と低く、相対的に医師数が少ない区域となっている。
- 小児医療については、診療のみならず地域や学校保健分野でも役割を担う小児科医が不足するなど、地域の定住条件確保に不可欠な医師の確保が課題となっている。

- 令和7年7月に厚生労働省が公表した衛生行政報告例によると、令和6年12月末時点における沖縄県の看護師従事者数は18,294人であり、人口10万人当たりの看護師数は1,247人と、全国平均1,101人を上回っているが、二次医療圏域別でみると、宮古、八重山圏域が全国平均を下回っている(宮古圏域974人、八重山圏域944人)。離島の保健医療提供体制を支えるため、看護師等の確保が課題となっている。
- 令和7年7月に厚生労働省が公表した衛生行政報告例によると、令和6年12月末時点における沖縄県の薬局・医療施設に従事する薬剤師数は2,276人であり、人口10万人当たりの薬剤師数は全国平均210.6人に対し155.3人と全国最下位となっており、二次医療圏域別でみると、全医療圏で全国平均を下回っている(北部圏域113.1人、中部圏域129.6人、南部圏域185.0人、宮古圏域101.8人、八重山圏域125.7人)。保健医療提供体制を支えるため、薬剤師の確保が課題となっている。

<介護の現状・課題>

- 離島・過疎地域においては、人材に限りがあることや地域内での介護に関する研修機会が少ないこと、島外からの労働移動が容易ではないことなどから、介護人材の確保が厳しい状況になっており、介護事業所等の休止・廃止が生じている。
- 厚労省の推計ツールによると、2040(R22)年には本県の介護職員が11,059人不足するとされており、近年、幅広い産業において人手不足が深刻化している中、外国人材の積極的な活用を含め、介護人材の確保を推進する必要がある。
- 介護人材の確保に当たっては、地域内の人材確保と並行して外からの受入を進める必要があり、転入者の住居確保が必須であるが、昨今の離島・過疎地域における住宅不足を背景として、介護事業所の自助努力では厳しい状況にある。
- 特に、言語や文化が異なる外国人介護人材を受け入れるための住居確保は厳しい状況にあり、行政の積極的な支援が求められる。
- 外国人を雇用する場合、最低3か月に1回、支援責任者(登録支援機関の職員)と外国人の面談が義務付けられているが、県内離島に登録支援機関がほぼ所在しておらず、本島からの渡航に係る費用が事業所の負担となっている。
- 外国人の多くが、定期的に長期休暇を取得して帰省する習慣があり、離島・過疎地域から外国への帰省に係る費用を支援することで、定着につながると考えられる。
- また、介護サービスの効率的な運営が困難な小規模離島地域において、離島に渡航して介護サービスを提供する渡航費並びに介護事業所の運営に要する経費の一部を補助している。
- 沖縄本島の過疎地域等においても介護サービスの効率的な運営が厳しい状況となっており、小規模離島に加えて過疎地域等に対しても支援できる仕組みが必要。

＜これまでの医療の取組＞

医療提供体制については、北部及び離島地域の医療機関へ派遣する専攻医を県立病院で養成して派遣しているところである。また、学会参加や休暇取得のため、当該地域の診療所医師が診療所を離れる場合の代診医派遣を行っている。遠隔医療はワーキンググループを設置し議論を進めている。

県外・沖縄本島在住の看護師等に対し、県内離島の医療機関等で一定期間就業することを条件に、就業助成金を支給することで看護師の確保を図っている。

県外在住の薬剤師に対し、県内就業を条件に奨学金返済の一部補助や、県出身者が多く在籍する薬科大学等での就職説明会事業補助を実施して薬剤師の確保を図っている。

専門診療科（眼科・耳鼻科等）の受診が困難な離島に居住する住民が、島内にいながら当該診療科を受信できる環境を整備するため、専門医による離島診療所への巡回診療支援を実施している。

また、離島の患者が島外への通院するために必要な交通費及び宿泊費を助成する離島市町村に対し、経費の一部を補助している。

離島・へき地における診療所の維持・運営は、地域住民の定住条件を支え、持続可能な医療提供体制を構築する上で不可欠である。今後も、医療従事者の確保および定住を促進するため、居住環境の抜本的改善や家族を含めた移住サポート、さらにはオンライン診療を含めた遠隔医療の導入など医療支援分野における取り組みを強化する必要がある。

＜これまでの介護の取組＞

介護人材確保については、離島や過疎地の介護施設へ就職する際の転居費用や、離島地域における介護初任者研修等の開催費用を補助し、離島・過疎地域における介護人材の確保並びに介護人材のすそ野の拡大に取り組んでいる。

離島においては島内での研修機会や介護人材に限りがあることから、高校のある離島（石垣島、宮古島、久米島）において、高校生等に介護職を目指す機会と研修を受講する機会を設け、介護人材の確保を図るため、「介護職員初任者研修」を実施している。また、介護サービス事業の効率的な運営が困難な小規模離島において、事業者が離島に渡航してサービスを提供する渡航費並びに離島における事業所の運営に要する経費の一部を補助している。

さらに、外国人介護人材の円滑な就労・定着のため、介護事業所が実施する技能実習生や特定技能外国人への日本語学習の支援や国家資格である「介護福祉士」取得に向けた学習支援、生活面での受入環境整備を補助している。

離島・過疎地域における介護人材確保に取り組んできたところであるが、生産年齢人口の減少とともに人材確保が年々厳しくなっている現状を踏まえ、さらなる介護人材の確保等に向けた取組を進める必要がある。

1. 医療従事者の生活・居住環境の抜本的改善への取組(定住支援)
2. へき地診療所への支援拡充の取組
3. 医療従事者へのサポート支援の取組
4. 遠隔医療の本格導入と体制整備に向けた取組
5. 指導医派遣体制の構築に向けた取組
6. 地域の診療科偏在解消に向けた取組
7. 外国人を含めた介護人材の住居確保の取組
8. 離島・過疎地域に勤務する介護職員のリフレッシュサポート(帰省に係る交通費助成)
9. 外国人介護人材の費用負担の支援への取組
10. 離島・過疎地域等における介護サービス提供体制の確保に向けた取組

担当部課

保健医療介護部 保健医療総務課、医療政策課、高齢者介護課、薬務生活衛生課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



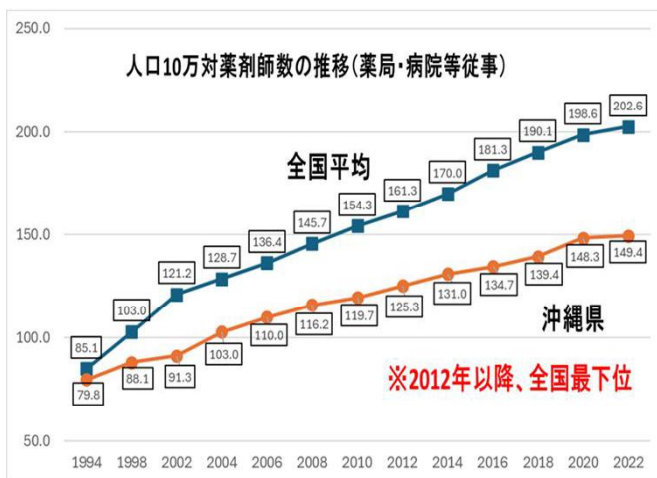
- 2-(3)-イ 質の高い医療提供体制の充実・高度化
- 2-(3)-ウ 離島・へき地医療提供体制の確保・充実
- 2-(7)-ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保
- 5-(4)-ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり

- 薬剤師の育成と安定的な確保及び創薬など新たな産業創出への寄与に向けた薬学部の設置

- 県内国公立大学に薬学部を設置することで、薬剤師の育成と安定的な確保を図り、沖縄科学技術大学院大学や琉球大学等における創薬に関する基礎研究の連携など、新たな産業創出に寄与する。

- 全国における薬剤師の総数は将来的に供給が需要を上回り過剰となることが予想されているため、文部科学省は令和7年度以降薬学部の新設及び収容定員増について抑制方針を取っている。

- 他方、沖縄県では人口10万人あたりの薬剤師数が最下位で慢性的な薬剤師不足となっているが、離島県かつ県内に薬学部が無いことから薬剤師の確保が困難な状況である。



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より沖縄県作成

- 沖縄県における薬剤師の需給予測結果だけでなく、厚生労働省発出の地域別薬剤師偏在指標においても、沖縄県は将来的に薬剤師不足が予測されているため、上記の文部科学省の抑制方針について、沖縄県は薬剤師の確保を特に図るべき区域として例外対象となっている。
- 医薬品産業を成長・基幹産業と位置づけ、政府が一体となって、日本を「創薬の地」とするための支援を推進し、また、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進するため、大学等との間の橋渡しを行い、民間投資を呼び込む体制を強化することとなっている。

- 令和5年度に県内国公立大学に対し、薬学部設置構想について公募したところ、財政的支援の担保がなければ設置は困難との回答があった。

- 県内の国公立大学における薬学部の設置には、その経費について公的財源支援が必要であることを以下のとおり確認している。

(確認結果)

県内国公立大学に薬学部を設置した場合の運営費について、個別大学毎に費用収益を試算。国立大学は薬学部開設後6年度目以降も継続して赤字が累積し、公立大学は薬学部開設5年度目まで赤字が累積する結果となった。

- 沖縄県薬剤師会等の関係団体からも、薬剤師確保及び創薬研究に寄与する薬学部設置に係る支援を求める陳情等が提出される等、外部からも強い要望がある。

【これまでの取組】

薬剤師確保対策として、県外在住の薬剤師に対し、県内就業を条件に奨学金返済の一部補助や、県出身者が多く在籍する薬科大学等での就職説明会事業補助を実施しているところである。慢性的な薬剤師不足の解消に向け更なる取組を進める必要がある。

1. 県内国公立大学への薬学部(科)の設置及び学生定員が充足するまでの間の安定的な運営に向けた取組

担当部課

保健医療介護部 薬務生活衛生課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



5-(4)-ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり

政策

- こどもの貧困の解消等を目的とした包括的支援制度の整備

目指すすがた

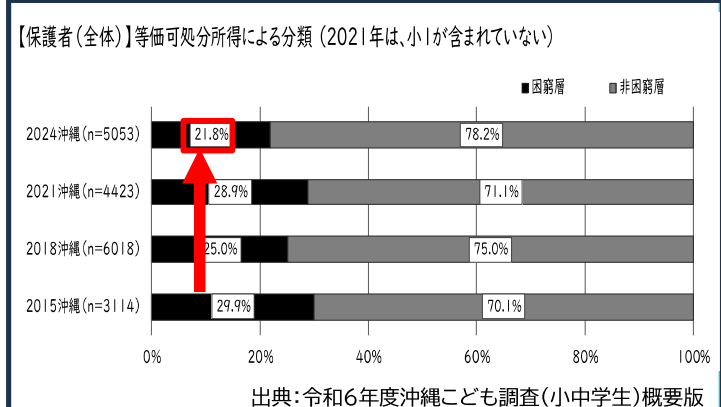
- こども及びその家庭の状況に応じた包括的な対策に加え、こどもの将来の貧困を防ぐ学習支援等の取組を通じて本県における**現在及び将来の**こどもの貧困の解消を目指す。

環境の変化等

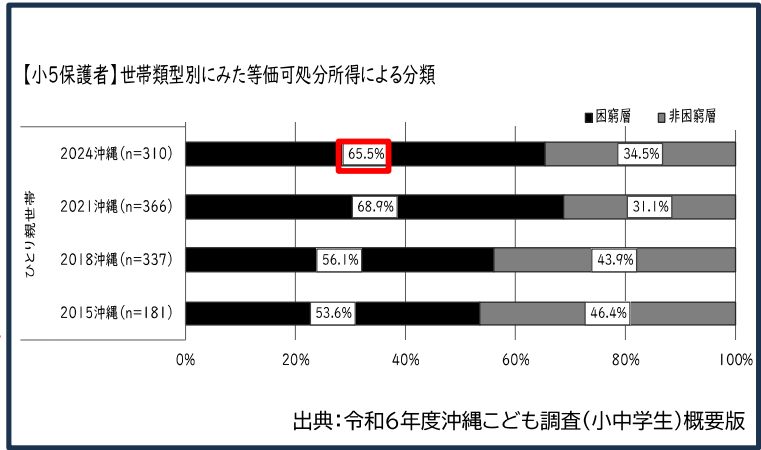
- 国は令和5年12月22日、「こども基本法(令和4年法律第77号)」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定した。
- 「こども大綱」では、こども施策に関する重要事項の一つとして、「こどもの貧困対策」を掲げ、「こどもの貧困を解消し、貧困による～困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記された。
- これに伴い、令和6年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」が改正され、題名に”貧困の解消”が入れられた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、こどもの貧困の解消に向けた対策について、「**こどもの現在の貧困を解消するとともに、**こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことがその基本理念に明記された。
- 同じくして、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第80条第3項も「子どもの貧困対策」が「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改められた。
- 沖縄県では、「こども基本法」に基づき、「こども大綱」を勘案し、令和7年3月末に「沖縄県こども・若者計画(未来のおきなわっこプラン)」を策定し、同計画において、最重要課題の解消に向けた施策として、「こどもの貧困対策」を位置づけ、これまで取り組んできた「ライフステージに応じた施策の充実強化」のほか、新たな施策展開の柱として、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」及び「支援につながらないこどもとその家庭への支援体制の構築」を位置づけた。

現状・課題等

- 沖縄県では、平成28年度を貧困対策元年と位置付け、国・市町村と連携した各種施策の推進や、民間企業及び団体等と連携し県民運動として貧困対策に取り組んできた。
- これまで10年の貧困対策により、県内のこどもの居場所は、令和7年9月1日現在、226箇所(事業開始(122箇所)より104箇所(85%)増)となっており、沖縄こども調査における困窮世帯の割合は平成27年度の29.9%から21.8%(令和6年度)まで改善したほか、こどもの自己肯定感の向上など一定の成果が確認されている。



- 一方で、近年の物価高騰の影響などもあり、令和6年度の同調査では、ひとり親世帯の困窮世帯の割合は65.5%（H27比：11.9ポイント増）と未だに高水準で推移している。また、県の調査により、この10年間で「食料が買えなかった経験」が「あった」「ときどきあった」と回答した割合が、物価高の影響から特に困窮層で悪化していることが確認された。さらに、自



- 分は価値のある人間だと思う」子どもの割合が増加している一方で「自分の将来が楽しみだ」と回答する困窮層の子どもの割合は低下しており、子どもが将来に向けた不安を感じていることが確認された。
- このような状況から、これまでの貧困対策が概ね18歳未満の子どもを中心に対策が講じられてきたことや、既存の全国一律の施策では顕著なひとり親の困窮状況の改善が見られないことを踏まえると、今後の貧困対策の推進にあたっては、ひとり親を含む家庭支援の観点や、これまでの貧困対策で支援につながった子どもを自立へと導くため、体験格差の是正や相談体制の整備、子どもに寄り添った支援を強化していくことがより重要な課題となっている。
- また、支援を必要としているものの、まだ支援が届いていない子どもが一定数いることが想定されていることから、新たな課題として支援につながっていない子どもと保護者・家庭に支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化していく必要がある。
- SDGsの広まりで、子どもの貧困をテーマに社会貢献活動を取り組む企業が増えてきていることから、沖縄子どもの未来県民会議に賛同する企業等と連携し、社会全体で子どもたちを支える県民運動をさらに推進していく必要があるが、活動の原資となる寄付金が減少傾向にあることから、その確保に向けた仕組みづくりが求められている。
- 子どもの学習・生活支援事業による学習支援を受けていた中学3年生の高校受験合格率は概ね100%で推移している。
- 子どもの学習・生活支援事業を利用する児童生徒数の定員に占める割合は85%となっており、令和11年度には定員を超過することが見込まれるが、財源等から定員増を図ることが難しい状況にある。

【これまでの取組】

県では、妊娠期から子どもの自立まで切れ目のない支援体制の構築と県民運動の推進に重点を置いて取り組んでいる。主な取組として、市町村の貧困対策支援員の配置に伴う相談体制強化、安全・安心な居場所の設置、無料の学習支援の提供をしている。また、経済的な支援として、放課後児童クラブ利用料の軽減、給付型奨学金による進学支援、ひとり親家庭の就労・生活支援などを総合的に実施し、貧困の解消を目指している。今後とも、子どもの貧困の解消に向けては、更なる取組を進める必要がある。

1. 貧困解消に向けた取組の継続支援のための沖振法への文言追加及びひとり親支援に関する取組の拡充
2. こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除等
3. ひとり親家庭に対する特定求職者雇用開発助成金の要件緩和及び助成金額の拡充
4. 生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援の取組の拡充

担当部課

こども未来部 こども若者政策課、こども家庭課、女性力・ダイバーシティ推進課、生活福祉部 保護・援護課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(1)-ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開
- 2-(1)-イ 貧困状態にある子どもへの支援
- 2-(1)-ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援

政策

- OIST等県内大学を核とした先端医療分野等のイノベーション拠点形成に関する特例措置の創設

目指すすがた

- 科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興につなげていくため、OIST等県内大学を核としたイノベーション・エコシステムを構築する。
- 特に、これまでの研究蓄積や将来の発展可能性などを見据え、先端医療分野等に特化し、県内大学等を中核としつつ、国内外からもヒト・モノ・カネ・情報(人材・企業・研究機関・投資・インナーサークル等)が集まる価値や仕組みを創出し、国際競争力を有する産学連携型のイノベーション拠点化を目指す。

環境の変化等

- 世界的にスタートアップ・研究人材の国際移動が加速。
- GW2050 PROJECTS グランドデザインにおいて、OIST等県内大学との連携や産学連携サイエンスパーク・エコシステムモデルが位置付けられるなど、産業界からも県内大学等のイノベーション創出に係る期待が高まっている。
- 内閣府において、沖縄における先端医療分野での高付加価値産業の産業集積のポテンシャルを見据え、令和8年度概算要求に「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業」10億円を新たに計上。

- 経営管理ビザが2025年10月に法令改正がなされ、「資本金要件が500万円から3000万円への引き上げ」、「3年以上の経営・管理経験」など大学等の研究成果から事業化を図る海外からのスタートアップ事業者には厳しい要件となっている。

「経営・管理」許可基準に係る見直しについて



①	資本金・出資総額	500万円	3,000万円
②	経歴・学歴(経営者)	なし	経営・管理経験3年以上(注2) 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし (資本金の代替要件として2人以上の雇用要件)	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける(注3)
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること(注4)
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける(上場企業相当規模の場合等を除く)

(注1)既に在留中の者には施行後3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時以降は、原則として改正後の上陸許可基準への適合を求める。
 (注2)「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく起業準備活動を含む。
 (注3)「常勤職員」には、法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除くこととされており、対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する者(「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」となる。
 (注4)相当程度の日本語能力として、CEFR・B2相当等を想定している。
 なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。

出典:出入国在留管理庁HPより

現状・課題等

- OISTの基礎研究の成果や世界的な研究ネットワーク、琉球大医学部における臨床的な技術の蓄積などにより、先端医療分野は沖縄におけるイノベーション拠点化の発展可能性を有している。
- 他の県内大学も含め、その研究成果の蓄積が図られている一方、研究成果を活用しての事業化・地域産業化は限定的となっており、今後、県内大学等の優れた研究成果をスムーズに事業化・社会実装に繋げ、これらから生まれる利益を次の研究投資へ還元するエコシステムを構築することが重要である。
- 先端医療の分野は、産業・社会的インパクトは大きいものの、研究から実用化・事業化までに多額の資金と長い研究時間が必要とされることから、継続的な研究が難しい、企業等が参入しづらい等の課題がある。また、速やかな事業化を目指す上では、国内のみならず、初期の段階から海外における薬事承認及び販売等を視野に入れた研究計画も重要である。

- 今後、沖縄において先端医療分野のイノベーション拠点を形成するためには、国内外からスタートアップや研究開発型企業、優秀な技術者や投資家等呼び込み、イノベーションのタネを生み出す基礎研究の継続的な支援に加え、応用研究や、実証、事業化など、幅広いステージで戦略的な研究開発が行える安定的・継続的な環境を整備する必要がある。
- 大学等の研究成果がビジネスとして事業化されるまでの期間は、研究分野や技術シーズの性質によって大きく異なるが、比較的長期間にわたることが多く、収益化、資金調達が難しい状況である。10月の経営管理ビザ要件の厳格化により、資本金要件の大幅な増額など経営管理ビザへの切り替えが難しく、国外へ流出する懸念が強まっている。将来有望な企業を沖縄に定着させるには、制度緩和や段階的な支援策の整備が不可欠である。

【これまでの取組】

沖縄県ではこれまで、「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業」などにより、ライフサイエンス分野を含む幅広い分野において、将来の事業展開を見据えた県内大学等を中心とした研究開発を支援している。

OISTにおいては、国際的な研究機関として高く評価され、また、スタートアップのインキュベーション施設を2棟設置するなどスタートアップ推進にも取り組んでいる。

琉球大学医学部においては、西普天間地区移転に伴い、大学病院と併設し先端医学研究センターを設置するなど、先端医療分野研究の更なる高度化やスタートアップ創出にも取り組んでいる。

科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興に繋げていくためには、これらの研究成果を事業化・社会実装していくための更なる取組が必要。

1. 沖縄の科学技術振興に向けた基金の造成
2. 沖縄科学技術大学院大学関連のスタートアップに対する経営管理ビザの資本金要件の緩和

担当部課

企画部 科学技術振興課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



3-(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興

赤土等流出防止対策の推進

■ 河川や海域の生態系のみならず観光産業や漁業にも大きな影響を与える赤土等の流出を防止し、**自然環境や沖縄らしい景観**を保全することで、水産資源・観光資源でもある本県のサンゴ礁や藻場を良好な状態に保全・再生し次世代に引き継ぎ、人間社会と調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指す。

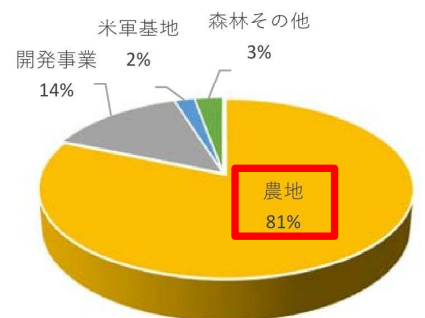
- 環境省が令和4年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」の中で、優先度が高い課題として「陸域から過剰に流入する赤土等の土砂及び栄養塩、化学物質等の負荷への対策の推進」を重点課題に掲げている。
- 県は、令和5年3月に策定した「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」において4つの基本方針を設定し、赤土等流出防止対策を推進している。
 - I 農地からの赤土等流出防止対策の推進
 - II 開発事業からの赤土等流出防止の徹底
 - III 協働取組の推進と普及・啓発
 - IV 赤土等流出防止対策に係る調査研究

- 令和7年4月に環境省が速報として公表した令和6年度のサンゴ礁調査によると、本県海域の多くの地点で白化率の増加及びサンゴ被度の低下が確認された。サンゴの表面を赤土等が覆うことによるサンゴへのストレスは**成長や白化からの回復を阻害すること**、海域における赤土等の堆積状況が悪化するとサンゴ類の被度が低下する傾向があることから、陸域からの赤土等の流出防止が急務である。
- 令和3年度の赤土等の全体の流出量は24.6万トンで、沖縄県赤土等流出防止条例の制定前(平成5年度)の52.1万トンに比べ半減しているが、赤土等の流出量のうち約8割、年間20万トンが農地から流出している。農地における赤土等流出防止対策は、長期に渡って継続的に実施する必要があり、農家や沈砂池等の赤土流出防止施設の管理者の費用・労力の負担が大きいことから、対策が進んでいない。このため、対策に係る農家等の負担を軽減し農地における対策を加速させる必要がある。



(モニタリングサイト1000 サンゴ礁調査 2024年度とりまとめ結果より)

白化したサンゴ(沖縄島東岸)



流出源別流出割合(令和3年度)

出典:第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画

【これまでの取組】

県では、「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき赤土等流出防止対策を総合的に推進している。農地からの流出を防ぐため、農地における対策を同計画の基本方針に位置付け、地域においてグリーンベルトの設置やマルチング等の営農的な発生源対策等を実施する地域・団体の活動を支援するとともに、農地の下流に設置された沈砂池等の既存施設の機能回復及び維持管理に係る調査・実証試験に取り組むとともに、維持管理マニュアルの作成や対策技術の普及啓発を行っている。また、施策効果の検証のため、海域及び陸域で赤土等堆積状況のモニタリングや対策状況の調査を実施しているが、農地を中心に赤土等の流出は続いており、流出防止に向けては更なる取組を進める必要がある。

1. **農地を中心とした赤土等流出防止対策に関する取組の拡充**

担当部課

環境部 環境保全課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



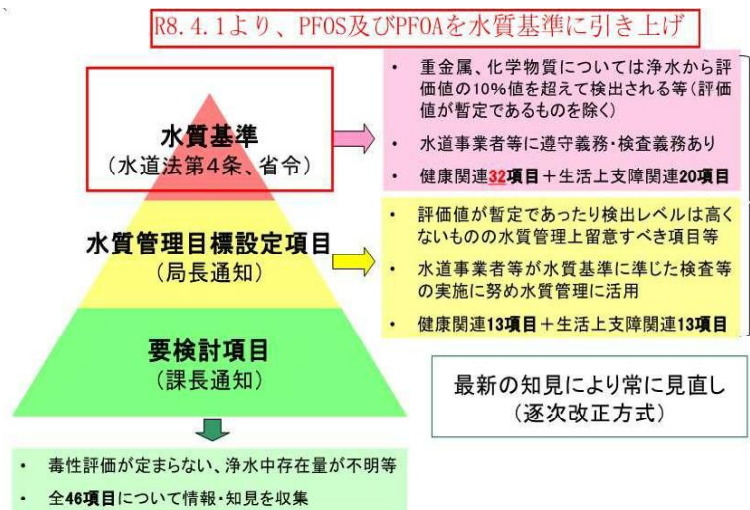
1-(3)-ア 海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献

- 米軍に起因する環境問題 (蓋然性の高い事象含む) への対応策の整備

- 米軍基地由来の蓋然性が高いPFOS等の適切な吸着除去による安全・安心な水の供給及び米軍活動に起因する環境問題 (蓋然性の高い事象含む) の調査等必要な対応の実施を通じ、安全・安心で快適な住環境を実現する。

<PFOS・PFOAに係る規制の強化>

- 県では、令和元年度から返還予定である米軍基地周辺において米軍基地特有の化学物質の存在状況の把握を目的に、地下水のモニタリング調査をしている他、令和3～6年度に専門家会議を設置し、普天間飛行場周辺のPFOS等の汚染源特定に向けた調査を実施している。
- 普天間飛行場周辺のPFOS等の汚染源調査においては科学的裏付けを得る目的で調査を実施し、専門家会議で検討を行ったところ、総括として「PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性が更に高まったと考えられる。」とされた。
- PFOS及びPFOAについては、令和8年4月から水道法の水質基準項目に加えられることとなり、環境水についても暫定指針値が指針値となるなど規制が強化されている。



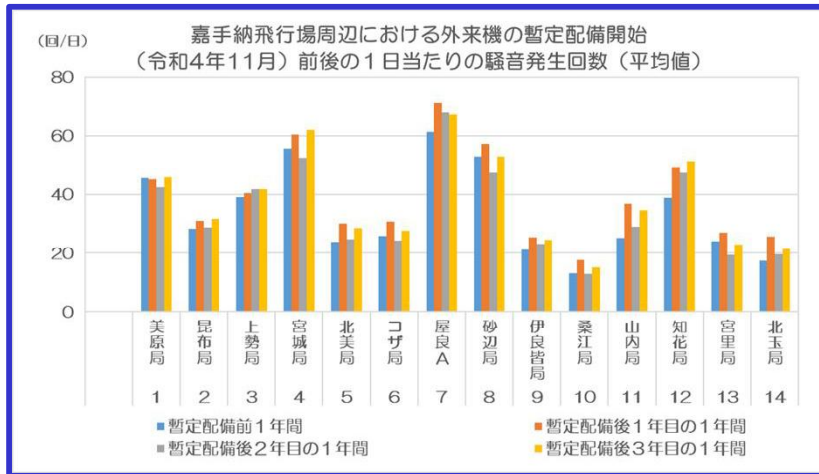
<PFOS・PFOAの水道水への影響の対応>

出典：環境省「水質基準に関する省令改正の概要について」(令和7年8月8日)

- 周辺環境整備法第8条に基づく補助事業により、令和元年度から5年度にかけ防衛省から補助金を受け、浄水場へPFOS等吸着能力の高い粒状活性炭を導入した。
- 嘉手納基地周辺の水道水源で検出されるPFOS等については、企業局の調査によりその主な汚染源が基地内にある蓋然性が高いと考えられることから、防衛省には引き続き粒状活性炭の更新事業を求めているところであるが、維持管理費用については同補助の適用が困難とされており、水源由来のPFOS等の吸着除去が困難な状況となっている。
- 金武町が実施した水質検査により、キャンプ・ハンセン周辺の水源においてPFOS等有機フッ素化合物が検出された。
- 金武町水源周辺の地下水脈は複雑なため、断定は困難だが、キャンプ・ハンセン周辺の河川等で高濃度のPFOS等が検出されていることから、基地が汚染源である可能性が指摘されている。

<米軍に起因する騒音等>

- 嘉手納飛行場周辺では、F15戦闘機の退役に伴い、F22戦闘機等の巡回配備が開始(令和4年11月)されて以降、配備前と比べ、騒音発生回数が増加するなど騒音被害が増大している。
また、普天間飛行場周辺では、ジェット戦闘機をはじめとする外来機の飛来が増加しており、騒音被害が増大している。



出典:沖縄県環境部環境保全課

<PFOS・PFOAの除去に係る課題>

- 主な汚染源が基地内にある蓋然性が高い汚染物質を処理する浄水場では、継続的な粒状活性炭の取替・処分を行う必要があり、県民への負担が懸念されている。
- 事業の初期に浄水場に導入した粒状活性炭は、経年劣化により吸着能力が低下している状況。
- 補助により導入した粒状活性炭は処分制限期間が「12年」とされており、県が考える耐用年数である「4年」と大きく乖離している。
- 金武町では取水していた地下水からPFOSが検出されているため、取水抑制を余儀なくされている。その結果、令和5年2月から住民への安全な水供給を確保するため、沖縄県企業局からの水道用水供給へと完全に切り替えている状況である。

<近年の航空機騒音の影響>

- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺では、夜間における航空機の飛行やエンジン調整などの騒音が増加しており、睡眠に係る健康被害が懸念されるなど、周辺環境への影響はさらに深刻なものとなっている。
- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場では、外来機の飛来の増加や即応訓練等により住宅地上空での戦闘機の飛行が絶えず、周辺住民から騒音苦情が多発している状況にある。また、騒音苦情は、両飛行場周辺のみならず、広範囲に及んでおり、県民生活に大きな影響を及ぼしている。

(参考:飛行場周辺の航空機騒音の状況)

①令和6年度環境基準超過地点

嘉手納:19測定局中8測定局で超過 普天間:13測定局中3測定局で超過

②1日当たりの夜間(22時～6時)騒音発生回数〈令和6年度と前年度(令和5年度)との比較〉

嘉手納:21測定局中16測定局で増加 普天間:12測定局中10測定局で増加

③年間最大騒音レベル

嘉手納:116.7dB(砂辺局)、普天間:124.4dB(上大謝名局)

＜支障除去措置の実施における懸念＞

- 米軍活動に起因する土壌汚染等の環境問題が発生した場合に、本来は原因者負担の原則により解決すべきであるが、現行の法体系では米軍活動に起因する環境汚染のおそれがある場合、環境調査や汚染除去等の実施、自治体による汚染源調査のための基地内立入許可が米軍の判断に委ねられており、十分な対策が講じられていない状況にある。
- これまでの県の調査から、返還予定の米軍基地周辺において、PFOS等の有機フッ素化合物、農薬類(DDT等)や弾薬成分(RDX等)の米軍基地特有の化学物質が検出されているが、跡地利用特措法では、これらの化学物質等が支障除去措置の調査項目として定められていないため、これら米軍基地特有の化学物質等による汚染があっても調査されない懸念がある。
- 一刻も早く環境汚染や航空機騒音等の環境問題を解決し、健康で住みよい住環境を実現するためには、基地提供者である国が米軍活動に起因する環境問題(蓋然性の高い事象含む)に対して必要な措置を講ずることを法令で明確に定め、県や市町村が環境調査を実施する場合の財政支援制度を創設する必要がある。

【これまでの取組】

県では、市町村と連携して嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音調査を実施しており、航空機騒音は、依然として環境基準を超過する測定局があるなど、改善が図られていないことから、毎年、測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空騒音軽減に係る要請を行っている。

これまでの嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、PFOS及びPFOAの汚染源は両飛行場である蓋然性が高く、また、キャンプ・ハンセン周辺の井戸水については、水源の調査結果から同基地が汚染源である可能性が高いことから、調査のための立入申請を行っているが、未だ実現していない。そのため、機会ある毎に日米両政府に対し、立入調査を認めることや、国及び米軍による原因究明調査と対策の実施、県や市町村による緊急の調査や対策費用の負担を求める要請を行っている。

1. **米軍施設に由来する水道水源汚染への対策の拡充(粒状活性炭の処分制限期間の見直し等)**
2. **支障除去措置対象への国内法使用禁止物質や基地内相当量使用物質の追加**
3. **米軍活動に起因する環境問題(蓋然性の高い事象含む)について国の調査等実施の義務付け**

4. 環境汚染や航空機騒音等に係る調査、汚染の除去措置等に関する取組

担当部課

企業局 配水管理課、環境部 環境保全課、保健医療介護部 薬務生活衛生課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(9)-ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応
- 3-(13)-イ 駐留軍用地跡地利用の早期着手に向けた取組の推進